

テーマ：自転車運転に対する青切符制度

道路交通法上の反則金制度

- (1) 自転車運転と道路交通法との関係については、リーガルレポート vol.96 において、自転車（軽車両）の運転も道路交通法（道交法）違反となりうることを指摘したが、道交法違反については、原則として拘禁刑又は罰金刑が定められており（115 条～124 条）、罰金となった場合は裁判所に出席し刑の言渡しを要する。この裁判所への呼び出しのための告知票を一般に「赤切符」という。なお、告知票に記載されたにもかかわらず裁判所に出頭しなかった場合には、通常の刑事裁判手続に移行することとなる。
- (2) これに対し、一定の軽微な道交法違反については、いわゆる「反則金制度」が設けられている。この制度は、「交通反則告知書」にしたがって反則金を納付した場合は、「公訴の提起をされない」ことになる。つまり、反則金は刑罰ではなく裁判上の手続保証もないが、任意に納付した場合に公訴権を消滅される効果があることになる。そして、罰金の告知票と異なり、交通反則金告知書は青色であるため「青切符」と呼ばれている。

自転車運転と青切符

- ① 上述の通り、自動車の運転にかかる道交法違反については一定の範囲で青切符制度により罰金を科されないことになる。他方、近時、自転車の危険運転が問題視されているが、従来自転車の運転については、青切符制度の対象外となっており、その違反について罰金刑以外適用の余地がなかった。そこで、今般の道交法改正（本年 6 月 1 日施行）により自転車運転についても青切符制度が導入されることとなった。なお、酒酔い運転については、青切符制度の適用がないことに注意を要する。
- ② 道交法は、22 条以下において、軽車両も含む車両の通行方法について定める。したがって、自転車の通行についても通行区分違反（右側通行）、信号無視、速度超過、一時停止違反、無灯火運転などは道交法違反として青切符の対象となりうる。また、63 条の 3 以下には、自転車交通の特則が定められており、自転車横断帯以外による交差点の通行、歩道を通行する場合において歩行者の通行を妨げた場合、特に許可された道路以外での併進通行なども青切符制度によって反則金の対象となる。

実務上の留意点

自転車の運転については、道交法 22 条以下に定める通行方法以外にも、71 条により、自転車については「無線通信装置」（スマホ）を注視し又は通話しながらの運転は禁止されており、それ以外にも遵守事項が公安委員会に委任されている。具体的には、傘さし運転、イヤホン・ヘッドフォンの使用しながらの運転はほぼ禁止の対象となっており、今後、これらの行為については反則金の対象となりうることに留意を要する。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.125 は、「クローバック条項とは？」（25C47）の予定（2025/10 発行予定）としております。

以上